

落合クリーンセンター
煙突解体撤去工事に係る業務委託

入札説明書
(別紙資料編)

令和8年4月

神戸市

別紙1 リスク分担表

[リスク分担凡例：○ 主たるリスクの負担者、△ 従たるリスクの負担者]

【共通段階】

リスク項目	No	リスク内容	リスク分担		
			市	落札者	
入札説明書リスク	1	入札説明書等の各種公表文書に誤りや市の理由による変更に関するもの	○	—	
応募リスク	2	入札の応募費用に関するもの	—	○	
契約リスク	3	市の責に帰すべき事由により、委託契約が締結できない又は契約締結が遅延した場合	○	—	
	4	落札者の責に帰すべき事由により、委託契約が締結できない又は契約締結が遅延した場合	—	○	
制度関連 リスク	法令変更 リスク	5	本工事に係る根拠法令の変更、新たな規制立法の成立等	○ ※1	—
		6	本工事のみならず、広く一般的に適用される法令の変更や新規立法	—	○
	税制変更 リスク	7	消費税及び地方消費税に関する変更	○	—
		8	法人税に関する変更	—	○
		9	消費税、法人税以外で、本工事に係る新税の成立や税率の変更	○	—
	許認可等 リスク	10	事業管理者として市が取得すべき許認可の遅延	○	—
		11	業務の実施に関して落札者が取得すべき許認可の遅延	—	○
	政策変更 リスク	12	政策変更（工事の取りやめ、対象施設変更、その他）等による工事への影響	○ ※2	—
社 会 リスク	住民対応 リスク	13	工事に関する住民反対運動、訴訟、要望等への対応	○	—
		14	落札者が行う調査、工事に関する近隣住民の訴訟、苦情、要望等への対応	—	○
	環 境 リスク	15	落札者が行う業務に起因する環境問題（騒音、振動、臭気、有害物質の排出等）に関する対応	—	○
	第三者賠償 リスク	16	落札者の行う業務に起因する事故、事業者の維持管理業務の不備に起因する事故等により第三者に損害を与えた場合	—	○
		17	市の責任により生じた事故で第三者に与えた損害の賠償	○	—
不可抗力リスク	18	計画段階で想定していない（想定以上の）暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、落雷等の自然災害、及び、戦争、暴動その他の人為的な事象による設備等の損害によるもの	○ ※3	△ ※3	
経 済 リスク	資金調達 リスク	19	工事に必要な資金の確保	—	○
	物価変動 リスク	20	工事中の物価変動	— ※4	○ ※4
	金利変動 リスク	21	金利の変動に関するもの	—	○

【施工計画・施工段階】

リスク項目		No	リスク内容	リスク分担	
				市	落札者
入札説明書リスク		22	市が提供する施設図面等の参考資料に誤りがあった場合	— ※5	○ ※5
		23	落札者が実施した測量、調査等に不備があった場合	—	○
		24	落札者が実施した測量、調査の結果、既存施設の構造等に当初想定できなかった重大な欠陥が発見された場合	○	—
計 画 リスク	施工計画 リスク	25	落札者が実施した施工計画に不備があった場合	—	○
	計画変更 リスク	26	市の要望による条件の変更等を行う場合	○	—
工 事 リスク	工事費増 加リスク	27	落札者の責めに帰すべき事由による工事費の増加	—	○
		28	市の責めに帰すべき事由による工事費の増加	○	—
	工期遅延 リスク	29	落札者の責めに帰すべき事由により、契約期日までに工事が完了しない場合	—	○
		30	市の責めに帰すべき事由により、契約期日までに工事が完了しない場合	○	—
工事管理リスク		31	工事管理の不備により、工事内容、工期などに不具合が発生した場合	—	○
要求性能未達リスク		32	工事完了後、公共側の検査で要求性能に不適合の部分、施工不良部分が発見された場合	—	○
技術進歩リスク		33	施工計画・施工段階における技術進歩に伴い、要求仕様の内容に変更が必要となる場合	○	—

■ 注釈

- ※1 環境関連の基準等変更によって要求仕様に変更となった場合等については、基本的に市が負担しますが、落札者においても、変更後の要求仕様に適合させるための一定の努力を義務付けるものとします。
- ※2 政策変更（工事の取りやめ、その他）等による事業への影響により、落札者に追加費用が発生した場合、その費用は市が負担するものとします。
- ※3 不可抗力事由により、市に追加費用その他損害が発生した場合、市は落札者に損害賠償請求を行わないこととし、落札者に追加費用その他損害が発生した場合又は、第三者に損害が発生し市又は落札者において当該第三者に対して責任を負うべき場合は、一定の金額までを落札者の負担、それを超えるものについては市の負担とします。より詳細な負担方法については、委託契約書（案）によります。
- ※4 物価変動等に一定程度の下降又は上昇があった場合には、調整を行います。より詳細な調整方法については、委託契約書（案）によります。
- ※5 市が提供する分析結果（ダイオキシン類、アスベスト類、重金属類）と落札者が実施した分析結果に著しい差異があった場合は、この限りではありません。